

令和2年度第3次補正予算におけるスポーツ団体に対する補助（案） について

1. 全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助（別紙のとおり）

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催者による会場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策や継続的な集客等のための広報活動に加え、デジタル技術を用いた新しい試合観戦の楽しみ方の取組や地域や社会の課題解決に資する取組等への支援を行うことにより、with コロナ、ポストコロナにおけるスポーツイベントの円滑かつ本格的な開催を促進する。

ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業【令和2年度第3次補正】
交付決定一覧（案）

（円）

No	団体名	交付決定額（案）
1	一般社団法人日本野球機構	403,663,304
2	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	402,257,911
3	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	386,981,891
4	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会	158,442,086
5	一般社団法人大学スポーツ協会	111,314,782
6	公益財団法人日本バレーボール協会	64,144,807
7	株式会社ジャパンサイクルリーグ	60,984,414
8	公益財団法人日本相撲協会	58,285,220
9	一般社団法人日本独立リーグ野球機構	56,856,871
10	一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン	56,036,245
11	公益財団法人日本バスケットボール協会	46,022,232
12	一般社団法人日本女子サッカーリーグ	42,639,536
13	公益財団法人日本サッカー協会	42,446,284
14	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	40,053,070
15	一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ	37,037,280
16	公益社団法人日本フェンシング協会	35,302,982
17	株式会社富士スピードウェイ	33,437,370
18	公益社団法人日本トライアスロン連合	30,883,200
19	一般社団法人日本ゴルフツアー機構	28,344,396
20	株式会社CyberFight	25,821,891
21	一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ	21,314,421
22	公益財団法人日本野球連盟	20,884,158
23	一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会	20,416,578
24	公益財団法人日本ソフトボール協会	20,174,638
25	株式会社朝日新聞社	19,276,662
26	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	17,533,372
27	公益財団法人日本体操協会	14,919,000
28	公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ	13,464,281
29	公益財団法人日本陸上競技連盟	13,174,325
30	株式会社日本レースプロモーション	12,874,176
31	公益財団法人日本高等学校野球連盟	12,195,208
32	オールジャパン・プロレスリング株式会社	11,887,060
33	一般社団法人ホッケージャパンリーグ	11,198,422
34	株式会社ブシロードファイト	10,813,845
35	株式会社ケーティーネット	10,350,000
36	株式会社中日新聞社	9,993,000
37	有限会社ディーブインパクト	9,730,320

ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業【令和2年度第3次補正】
 交付決定一覧（案）

（円）

No	団体名	交付決定額（案）
38	株式会社KD PLANNING	9,641,693
39	公益社団法人日本ボート協会	9,524,446
40	一般社団法人Cheer&Dance Education	9,309,412
41	一般社団法人日本フットボールリーグ	9,163,474
42	新日本プロレスリング株式会社	8,496,467
43	リデットエンターテインメント株式会社	8,479,655
44	一般社団法人日本サーフィン連盟	8,401,050
45	一般財団法人日本フットサル連盟	7,586,250
46	公益財団法人日本テニス協会	7,016,263
47	公益社団法人日本チアリーディング協会	6,675,420
48	公益社団法人日本ダンス議会	6,587,933
49	一般社団法人日本ボクシング連盟	6,521,297
50	一般社団法人日本卓球リーグ実業団連盟	6,420,145
51	株式会社サステイン	5,830,018
52	株式会社毎日新聞社	5,549,924
53	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会	5,147,018
54	ONE Championship株式会社	5,061,110
55	公益財団法人全国高等学校体育連盟	4,698,168
56	クロススポーツマーケティング株式会社	4,191,022
57	公益財団法人全日本空手道連盟	4,146,050
58	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構	4,145,532
59	公益財団法人日本コントラクトブリッジ連盟	3,790,160
60	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会	3,718,700
61	公益財団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	3,700,000
62	公益社団法人日本学生陸上競技連合	3,517,350
63	一般社団法人日本国際広報戦略機構	3,393,900
64	ガイア株式会社	3,355,030
65	株式会社神戸新聞社	3,338,558
66	特定非営利活動法人全世界空手道連盟 新極真会	2,860,342
67	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟	2,814,519
68	DRAGONGATE株式会社	2,772,296
69	公益財団法人全日本柔道連盟	2,707,548
70	株式会社CB	2,694,360
71	特定非営利活動法人空手道POINT&K.O. ルール協会	2,588,448
72	一般社団法人日本ポッチャ協会	2,556,146
73	一般社団法人日本リズムダンス連盟	2,392,900
74	公益財団法人日本プロゴルフ協会	2,360,230
75	一般財団法人日本ジャンプロープ連合	2,100,516

ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業【令和2年度第3次補正】
交付決定一覧（案）

（円）

No	団体名	交付決定額（案）
76	合資会社アオヤマ	1,912,120
77	公益社団法人日本女子体育連盟	1,811,186
78	特定非営利活動法人日本身体障害者野球連盟	1,722,001
79	ケイツーブラネット株式会社	1,684,750
80	公益財団法人日本中学校体育連盟	1,640,470
81	特定非営利活動法人ヒーローズ	1,640,100
82	株式会社Ball Beat	1,289,300
83	一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会	1,271,084
84	株式会社ラティーナ	1,045,896
85	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	966,647
合計		2,579,392,142

ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業

令和2年度補正 55億円の内数
(新規)



※緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等含む

◆趣旨・目的

多くの人々を引き付ける魅力的なコンテンツであるスポーツの価値を最大限に活用した新たな取組、及びその実施に必要な感染症対策費用等を支援し、withコロナ、ポストコロナにおける全国規模のスポーツリーグ又は大会等の開催を支援する。

◆支援内容

【補助対象】 全国規模のスポーツリーグ又は大会等（国際大会含む）の主催者であって、社団法人又は財団法人のスポーツ団体等

（1）試合開催時における感染症対策の徹底及び広報

消毒液や検温に必要な機器等の購入や人員の確保、観客等への感染防止対策の周知・協力依頼・集客向上を目的とした動画・ポスター・チラシの作成等、試合開催時における感染症対策の徹底及び広報についての取組を支援する。

（2）試合の運営改善による感染症対策の徹底

様々な技術を活用して、例えば、コンコースやトイレでの人や空気の滞留把握、入退場時の人流解析等を行い、それにより得られた知見や必要な機器等を今後の感染症対策に活かす取組を支援する。

（3）ポストコロナに向けた新しい取組

ポストコロナも視野に入れた、最新のデジタル技術を用いたwithコロナにおける試合会場での新しい試合観戦の楽しみ方を提供する取組や、地域企業や市民等と協働した社会連携活動のうち、スポーツに対する機運醸成による新たなファン層の獲得や、地域課題・社会課題の解決に結びつく取組を支援する。

☆例：会場内外での観戦体験向上を目的とした映像撮影・配信、5Gを活用した360度映像のマルチアングル配信、観客と選手の交流や応援機能付与による新たな観戦体験の提供、観戦を楽しめるデジタルエフェクトを使った仕掛け、プロスポーツクラブ・選手と地域企業との協働による事業モデルの構築・地域の課題解決 等

【上記(1)～(3)の補助率・上限額】 補助率 1/2以内

《通常枠》 (1)～(3)の合計額、1,000万円(補助対象経費額 2,000万円) × 「参加チーム数と会場数のいずれか少ない方」

《特別枠》 (2)・(3)において通常枠とは別に、1取組当たりの上限を4,000万円(補助対象経費額8,000万円)

(条件の詳細は公募要領等を参照)

（4）緊急事態宣言に伴い発生したキャンセル費用等

緊急事態宣言対象地域・期間で開催予定であった全国規模のスポーツリーグ又は大会が、政府等によるイベント開催制限により中止等を行った場合に発生するキャンセル費用等を支援する。

【(4)の補助率・上限額】 定額 ， 1,000万円(補助対象経費額1,000万円) × 「対象となる試合数」

※4/25～5/11の緊急事態措置区域等においては、上限2,500万円

(条件の詳細は公募要領等を参照)

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）

第九条（略）

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3（略）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

○スポーツ審議会運営規則（平成二十七年十二月二十四日 スポーツ審議会決定）（抄）

（利益相反）

第七条 会長及び委員等は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十五条の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族又は自己の関係する法人若しくは団体等に関する案件については、審議に参加することができない。